

# 市民税 県民税 の申告

令和5年度分

(令和4年1月～12月  
の所得にかかるもの)



令和5年度分の市・県民税の申告を7ページの日程で受け付けます。昨年の受付期間中に申告したかたで、今年も申告が必要と思われるかたへ、2月9日(木)に「令和5年度分市民税・県民税申告書」をお送りします。同封の「申告の手引き」をよくご覧の上、正しく記入して申告してください。

市民税・県民税の申告内容は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの算定基礎にもなりますので、申告は忘れずに期間内をお願いします。

問い合わせ▶市民税課個人市民税担当☎(888)5476

【市ホームページもご覧ください。広報ID番号 1002758】

新型コロナウイルスの感染予防のため、  
できる限り郵送での申告をお願いします

申告会場は大変混み合い、長時間お待たせする場合があります。相談の必要がないかたは、申告書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、返信用封筒(市から送付した申告書に同封)で3月15日(水)までに郵送してください。

\*書類が足りないかと控除を受けることができない場合がありますのでご注意ください。

## 申告の対象となるかた

令和5年1月1日現在、秋田市に住んでいて、次の①～④のいずれかに該当するかた。なお、税務署へ確定申告をされるかたは、市・県民税の申告は不要です。

### ①令和4年中に次の所得があったかた

自営業や農業などの事業による所得、地代や家賃などの不動産による所得、非上場株式の配当所得、生命・損害保険の満期・解約などによる一時所得、個人年金・原稿料・講演料などの雑所得、土地・建物などの譲渡所得など

### ②公的年金を受給しているかたで、確定申告はしないが、市・県民税の所得控除を受けようとするかた

### ③サラリーマン(パート・アルバイトを含む)で、次のいずれかに該当するかた

・令和4年中に退職した後、再就職していない  
・年末調整に間に合わなかった(付け忘れた)所得控除を受ける  
・給与以外に20万円以下の所得があった

### ④令和4年中に所得はないが、税の証明書の交付や、市が実施する行政サービスを受けるために申告が必要なかた

## 申告にご用意いただくもの

① 申告書(押印不要)  
② 給与・年金の源泉徴収票または支払者の証明書  
\*配偶者特別控除を受けようとするかたは、配偶者の収入がわかる源泉徴収票なども用意ください。

③ 本人確認できるもの(次の①～③のいずれか)

① 個人番号カード(マイナンバーカード)

② 個人番号通知カード(記載事項に変更があった場合などは、個人番号を確認する書類にはなりません)と身元確認書類(運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、年金手帳など)

③ 住民票の写し(マイナンバー記載あり)と身元確認書類

④ 扶養親族がいるかた▼そのかたのマイナンバーがわかるものの控え

⑤ 事業者(農業を含む)や不動産所得者など▼帳簿類、領収書、収支内訳書(事前に完成させてください)

⑥ 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、その他社会保険料の支払額がわかるもの(支払証明書、領収書など)  
⑦ 生命保険料・地震保険料の控除を受けるかた▼生命保険料・地震保険料(旧長期損害保険料)の控除証明書

⑧ 医療費控除を受けるかた▼医療費明細書と保険金などで補填された金額のわかるもの(医療費通知などで、明細書の記載を省略することは可能です)

\*セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を受けるとは、同税制の明細書が必要です。なお、医療費などの合計は事前に計算してください。

⑨ 障害者控除を受けるかた▼障害者手帳または障害者控除対象者認定書

⑩ 寄附金税額控除を受けるかた▼寄附先が発行する領収書や受領証明書など

# 令和4年分 確定申告

## 申告期間

- ▶所得税および復興特別所得税  
…2月16日(木)▶3月15日(水)
- ▶贈与税…3月15日(水)まで
- ▶消費税および地方消費税(個人事業者)  
…3月31日(金)まで

## 申告書作成会場

秋田県労働会館  
「フォーラムアキタ」  
(中通六丁目・市民市場近く)

\*会場に専用駐車場はありませんのでご了承ください。  
なお、税務署に申告書作成会場は設置しません。

## 開設期間

2月16日(木)から  
3月15日(水)までの平日と  
2月19日(日)・26日(日)  
時間▶9:00~16:00

### ◆混雑緩和のため入場には整理券が必要です

整理券は当日会場でも配布しますが、国税庁のLINEからも事前発行ができます。登録は右のコードを読み取るか、LINEの画面で「国税庁」と検索してください。



国税庁LINE

### ◆会場では原則、スマートフォンでの申告となります

### ◆必要書類とマイナンバーカードを必ずお持ちください

カード発行時に設定した、利用者証明書用パスワードと署名用パスワードが必要です。カードをお持ちでないかたは、通知カードなどのマイナンバーがわかる書類と運転免許証など身元確認書類をお持ちください。



### ◆国税庁ホームページをご利用ください

確定申告に関する情報は、国税庁ホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)の「確定申告特集ページ」をご覧ください。

なお、スマートフォンでの申告がさらに便利になりましたので、右のコードを読み込んでご利用ください。



確定申告

### ◆電話相談センター

■秋田南税務署 ☎(832)4121

■秋田北税務署 ☎(845)1161

最寄りの税務署に電話し、音声案内に従って、番号「0」または「1」をお選びください。

「0」は確定申告に関するご相談(確定申告時期のみ)、「1」は税金に関する一般的なご相談に対応します。

## 市・県民税の申告日程と会場

中央地域	2月16日(木)から3月15日(水)までの平日、9:00~15:00 会場▶市役所1階市民ホール
東部地域	3月7日(火)・8日(水)、9:30~14:00 会場▶東部市民SC
西部地域	3月9日(木)・10日(金)、9:30~14:00 会場▶西部市民SC
南部地域	3月1日(水)・2日(木)、9:30~14:00 会場▶南部市民SC
北部地域	①2月16日(木)・17日(金)・20日(月)、9:30~14:00 会場▶北部市民SC ②2月27日(月)9:30~14:00 会場▶下新城交流センター
河辺地域	①2月21日(火)・22日(水)、9:30~14:00 会場▶河辺市民SC ②2月24日(金)9:30~14:00 会場▶河辺岩見三内地区コミュニティセンター
雄和地域	3月3日(金)・6日(月)、9:30~14:00 会場▶雄和市民SC

●表中の「SC」はサービスマスターの略



\*駐車台数に限りがあります。乗り合わせや公共交通機関の利用などにご協力ください。また、会場ではマスクの着用をお願いします。

## 確定申告書の記入漏れにご注意を！

### ▶市・県民税の控除を受けるかた

確定申告書の所定の欄(寄附金税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除)への記入をお忘れなく。

### ▶給与所得のあるかた

給与以外の所得にかかる市・県民税の納付方法を選択できます。確定申告書の所定の欄で、「特別徴収(給与からの差引き)」か「自分で納付」を選んで記入してください。記入がない場合は、原則「特別徴収」です。

### ▶上場株式などの配当所得や譲渡所得などがあるかた

所得税と市・県民税で異なる課税方式を選択できます。「確定申告書第二表」の「住民税・事業税に関する事項」にある「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」に「○」をして提出した場合、市・県民税はこれらの所得を除外して計算します。

### ▶ふるさと納税をされたかた

市・県民税の申告や確定申告をするかた、6以上の自治体へ寄附をされたかたは、ふるさと納税のワンストップ特例は適用されませんので、寄附金(税額)控除も忘れずに申告してください。